

○本会役員名を騙った業務妨害への対応について

今般、本会の顧客である健康保険組合に対し、本会役員名を騙った怪文書が郵送されるという事件が発生しました。

この怪文書は、お客様を中傷し、さらにお客様と本会との信頼関係を損なおうとする極めて悪辣なものであり、明らかな「偽計業務妨害」にあたることから、怪文書及び封筒の現物を当局へ提出し、6月23日付で刑事告訴の手続きを行ったところです。

本会としましては、このような悪質な犯罪にひるむことなく毅然と対応し、引き続き、お客様並びに関係者様との信頼関係をより強固なものとするべく、鋭意努力してまいります所存であることを表明いたします。

令和4年6月24日

一般財団法人船員保険会

会 長 霜鳥 一彦
常務理事 川崎 健三